



～ 消費生活情報 ～

No.22

平成24年6月11日

岡山市消費生活センター

岡山市東区（西大寺地区）で岡山市委託業者をかたったリフォームの訪問販売が発生！！

事例：

空家の所有者宅を突然業者が訪問し、「あなたの所有する空家は、放置しておくで倒壊の危険があると岡山市が言っている。修繕・解体が必要だ」などと言ってリフォーム工事・解体工事の契約を勧誘された。

怪しいと思うがどうしたらよいか。



★★ 被害にあわないためのアドバイス ★★

- ・必要がなければ、きっぱりと断りましょう。
- ・岡山市が外部に委託して、個々のお宅に、建物の解体作業のあっせんなどをすることはありません。
- ・一定期間、同じ地域で勧誘を繰り返す恐れがあるので、家族や近所等で声かけをして用心しましょう。
- ・おかしいなと思ったら、すぐに警察や消費生活センターに相談しましょう。

岡山市消費生活センター	
電話	(086)803-1109
相談日	月曜～金曜
時間	9時～16時

または

岡山県消費生活センター	
電話	(086)226-0999
相談日	火曜～日曜
時間	9時～12時、13時～17時